

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会
玉野市実行委員会売店等運営要項

1 趣旨

この要項は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会岡山県売店等設置基本方針に基づき、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会ボクシング競技大会（以下「大会」という。）において、会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 出店申請

売店等の出店を希望する者は、出店申請書（様式第 1 号）に添付書類を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

なお、この場合であっても施設管理者の使用許可が必要であること。

3 出店者の選定

市実行委員会は、出店者の選定に当たっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会岡山県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (2) その他、市実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

5 販売品目

売店において販売を認める品目は、次に定めるものとする。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

(1) 食品

原則として、売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。

ア 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付

し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

イ パン類、菓子及びアイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

ウ 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

オ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造、包装されているもので、常温で保存できるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッチ類

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの。

6 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店許可に当たっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品の販売における食品衛生対策については、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(3) 市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を競技種目別大会開始日の2か月前までに管轄の保健所に提出するものとする。

(4) 市実行委員会は、食中毒等、販売した食品に起因する事故等が発生した場合について、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うよう指導する。

7 出店の期間及び開設時間

市実行委員会が指定する期間及び開設時間とする。

8 出店の場所・規模・方法

市実行委員会が指定する場所・規模・方法とする。

9 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担す

るものとする。

10 出店料

- (1) 市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、大会期間を通して1区域1万円を所定の期日までに市実行委員会に支払うものとする。ただし、市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会は、出店者に出店料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、市実行委員会から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客に当たっては、大会にふさわしい節度ある行動を取ること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しておらず、かつ、次に掲げる者のいずれも、その経営に実質的に関与しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員。）

ウ 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。）

エ 出店者、従業員若しくは第三者の不当な利益のため又は第三者に損害を与えるために、暴力団員等を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、その維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）は原則として使用しないこと。
- (14) 商品及びテントについては、出店者の責任で管理すること。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については、出店者の負担とすること。
- (17) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

12 許可の取消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき又は大会の運営上支障が生じるおそれがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合は、この限りではない。

13 損害賠償

出店者が、施設又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

14 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

15 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

16 その他

この項目に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和7年5月19日から施行する。
- 2 この要項は、令和7年9月30日以降、その効力を失う。